



2024年6月28日

各位

会社名 株式会社 地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 細谷 佳津年
(コード 2164)
問合せ先 財務経理本部本部長 江澤 務
(TEL. 047-485-1107)

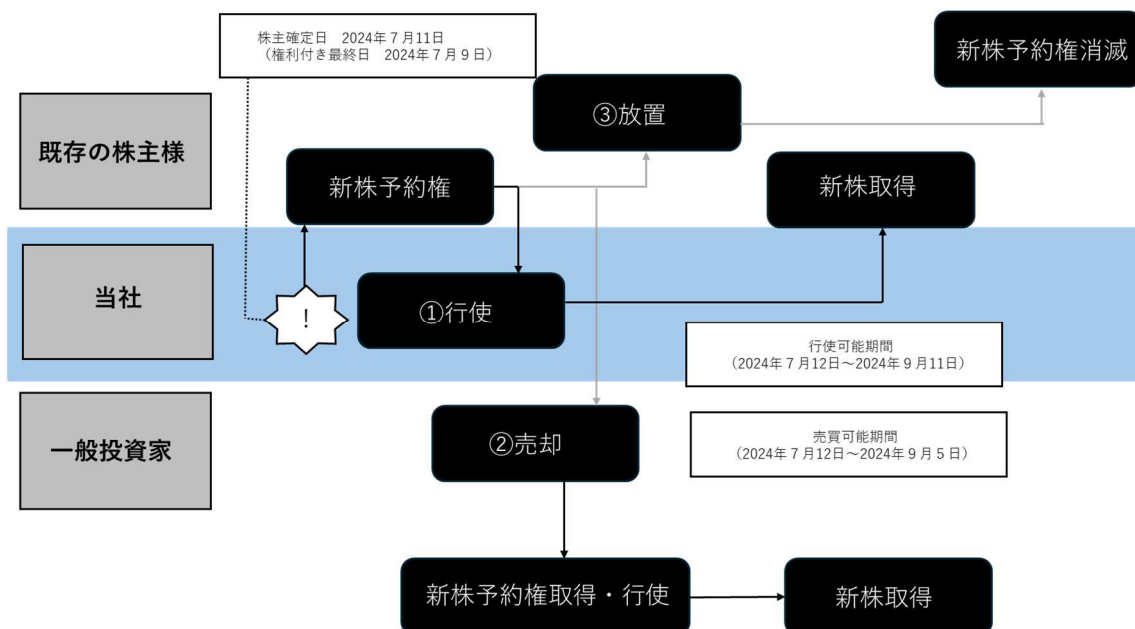
ノンコミットメント型ライツ・オファリング実施の

臨時株主総会における承認に関するお知らせ

本日開催の臨時株主総会において、第3号議案「ノンコミットメント型ライツ・オファリングによる当社第7回新株予約権発行の件」について、原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

記

1. ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関する日程



(注) 但し、権利行使期間中の2024年8月27日から2024年8月30日までの間は、2024年8月期に係る決算期末による振替機関の本新株予約権の行使取次停止期間となるため、本新株予約権の行使請求を行うことができません。

2024年7月11日時点の株主名簿に記載されている株主様に対し、保有株式数に応じ、1株につき1個の新株予約権が2024年7月12日に無償で付与されます。それに対し、以下①又は②の選択肢があります。

① 2024年9月11日(※1)までに新株予約権を行使し、新株予約権1個につき当社株式1株を新たに取得する。

行使価額は283円です。

② 2024年9月6日(※2)までに、新株予約権を売却する。

なお、付与された新株予約権を放置し、新株予約権の行使も売却もしない場合には、2024年9月11日経過後、新株予約権は自動的に失権(消滅)しますのでご注意ください。

※1 お取引先証券会社によっては、各証券会社内の社内手続き等の理由により、実際の行使請求取次の受付期間が、上記行使期間(2024年7月12日～同年9月11日まで)よりも短く設定されている可能性があります。期日間際のお手続きでは間に合わない場合がありますので、必ずご自身でお取引先証券会社へ事前の確認をお願いいたします。

※2 お取引先証券会社により、新株予約権の売買の手続きや売買請求の受付最終日等が異なる場合があります。期日間際のお手続きでは間に合わない場合がありますので、必ずご自身でお取引先証券会社へ事前の確認をお願いいたします。

2. ノンコミットメント型ライツ・オフリングの概要

(1) 新株予約権無償割当ての方法

2024年7月11日を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、株式会社地域新聞社第7回新株予約権(本新株予約権)を会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の名称	株式会社地域新聞社 第7回新株予約権
株主確定日	2024年7月11日
割当日	2024年7月12日
本新株予約権の割当ての方法	会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2024年7月11日(以下「株主確定日」といいます。)における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます(以下「本新株予約権無償割当て」といいます。)
発行新株予約権総数及び割当てによる潜在株式総数	発行新株予約権総数の見込み数は2,158,527個です。 ※発行新株予約権総数は、株主確定日における当社普通株式の発行済株式総数から同日において当社が保

	<p>有する当社普通株式の数を控除した数です。上記の数は、2024年5月31日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込みの数であり、外国居住株主に対する発行数を含んでいます。</p> <p>割当てによる潜在株式総数は、発行新株予約権総数に係る上記見込みの数を前提とした場合、2,158,527株となります。</p> <p>※本ファイナンスによる潜在株式を除いた、2024年5月31日現在における潜在株式数は66,600株です。</p>
<p>本新株予約権の目的となる株式の種類及び数</p>	<p>本新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とします。</p> <p>※本新株予約権無償割当てに係る株主確定日までに当社の発行済みの新株予約権が行使されたこと等により、本新株予約権無償割当てに係る株主確定日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式を除きます。）が増加した場合には、本新株予約権の無償割当てにより発行される本新株予約権の総数及び当該新株予約権の目的となる株式の総数は増加します。</p>
<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）</p>	<p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権1個あたり283円です。</p>
<p>本新株予約権の権利行使期間</p>	<p>2024年7月12日から2024年9月11日まで</p> <p>※但し、権利行使期間中の2024年8月27日から2024年8月30日までの間は、当社の2024年8月期に係る決算期末による振替機関（以下にて定義します。）の本新株予約権の行使取次停止期間となっており、一般投資家は本新株予約権の行使請求を行うことができません。</p> <p>※但し、行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため、必ずご自身で、各口座管理機関にご確認いただく必要があります（なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場</p>

	合に比し、手続にさらに時間を要する可能性があります。)
行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
取得事由	本新株予約権の取得事項は定めません。
行使請求の方法	<p>① 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同じです。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び行使価額の支払いを行います。</p> <p>② 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。</p> <p>③ 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。</p>
外国居住株主による本新株予約権の行使について	<p>①米国居住株主は、本新株予約権を行使することができません。</p> <p>なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール 800 に定義する「U.S. holder」を意味する。</p> <p>②当社は、本新株予約権の募集について、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。</p> <p>外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるため、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につき注意を要します。</p>
振替機関	株式会社証券保管振替機構
その他	① 上記の各項目については、2024年6月28日開催の臨時株主総会における新株予約権無償割当てに係る議案の承認決議及び金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とします。

	<p>② 当社は、本新株予約権の行使を受けた場合、その目的たる当社普通株式を新規に発行した上で交付します（自己株式による交付は予定していません）。</p> <p>③ 株主又は投資家の皆様におかれましては、本プレスリリース及び2024年6月3日付で関東財務局長宛に提出されている有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：https://disclosure2.edinet.fsa.go.jp/）を熟読した上で、株主又は投資家自身の責任において投資判断を行ってください。</p> <p>④ 各項目に定めるものの他、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長に一任します。</p>
--	---

以上